

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月27日		
条例の題名	酪農振興法第二十一条の規定に基づく生乳取引契約に係る紛争当事者等として出頭した者に対する費用弁償支給条例		公 布 日	昭和41年3月30日	
条 例 番 号	昭和41年三重県条例第1号		直 近 改 正 日	平成7年3月15日	
所管部局課	農林水産部農畜産課		電 話 番 号	059-224-2541	
条例の概要	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第21条第4項の規定により出頭した紛争の当事者又は当該関係者に支給する費用弁償の金額及び支給方法について定めるものである。			条例の 類型	法執行型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第20条及び第21条において、都道府県の関与が規定されている。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第20条及び第21条において、都道府県の関与が規定されており、今後生乳取引による紛争が生じた場合に必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	条例の対象となる事例は発生していない。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい			
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第20条及び第21条		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	出頭した紛争の当事者又は当該関係者に費用弁償を支給するための手段が規定されている。		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	いずれの条文も必要な規定である。		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	いずれの条文も必要な規定である。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	費用弁償の支給等に関する具体的事項については規則、運用等で規定している。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれも満たし改正の必要はないと考えるが、法律名の変更による条例の題名の修正、表現の明確化、条項の字句の修正が必要である。			無